

重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションまれのひ
所在地	石川県輪島市河井町 17 部 45 番地 12 メゾン諏訪 101 号室
連絡先	(時間外:090-6813-7034)
管理者名	浦 征爾
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	1760491637
サービス提供地域	輪島市 ※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください

(2) 営業時間

年中無休	8 : 30 ~ 17 : 30 ※状況に応じて営業時間外の訪問も可
------	------------------------------------

(3) 職員体制

	計
管理者（看護師）	1 名（常勤）
看護職員（看護師・准看護師）	2.5 名以上（常勤換算）

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 090-6813-7034

担当者 : 浦征爾、萩原四季

受付時間 : 24 時間 365 日電話対応可能

※ご不明な点はお尋ねください。

苦情の受付について（行政機関その他苦情受付機関）

輪島市健康福祉部福祉課 地域包括支援センター	石川県輪島市河井町 2 部 2 8 7 番地 1 TEL : 0768-23-1174 FAX : 0768-23-1138
石川県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情 110 番)	石川県金沢市幸町 1 2 番 1 号 TEL : 076-231-1110 FAX : 076-231-1601

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

病気や障がいを抱えながらも、ご利用者様が自宅や住み慣れた地域で安心・安全・安楽に暮

らすことを支援します。訪問看護サービスの提供による在宅療養の支援を主とし、日常生活の自立支援や、家族介護負担の軽減にも努めます。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護計画の作成

主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

(2) 訪問看護の提供

訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

＜具体的な内容＞

- ① 病状、障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持、食事介助及び排泄等日常生活の援助
- ③ 医療処置の実施及び指導（点滴、吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥瘡処置、内服管理等）
- ④ 終末期、神経難病、精神疾患、医療的ケア児等の看護
- ⑤ 栄養、食事療法に関する相談、指導等
- ⑥ 介護用品の紹介や工夫の仕方の実施及び指導
- ⑦ 生活環境の調整と指導
- ⑧ かかりつけ医師への連絡調整及び報告
- ⑨ 医師の指示による処置と介護に関する相談

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

- ① 利用者はいつでも契約の解除を申し入れることができます。この場合には1ヶ月の予告

期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

② やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

- ・ご利用様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。

6 サービス利用料

(1) 介護保険指定訪問看護を提供に係る利用料は、契約書別紙のとおりとします。

(2) 健康保険指定訪問看護の提供に係る利用料は、契約書別紙のとおりとします。

通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、1回の訪問につき一律300円請求します。なお、タクシーを使用した場合の交通費は、その実費を徴収します。

(3) 死後の処置料は、15000円とします。

(4) サービス提供料の対象とならない材料費が発生した際、その実費を徴収することがあります。なお、徴収にあたっては事前に説明し同意を得るものとします。

7 秘密の保持

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

8 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・介護支援専門員など、関係各位へ連絡します。

・サービス提供中に事故が発生、または容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせに沿って連絡いたします。

・急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。

・必要に応じて、警察、消防、市町村、その他関連機関への連絡をいたします。

【事業所】

住 所： 石川県輪島市河井町 17 部 45 番地 12 メゾン諏訪 101 号室

事業所名： 訪問看護ステーションまれのひ

管 理 者： 浦 征爾

(指定番号)

重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

【ご利用者】住 所_____

氏 名_____

【代理人】住 所_____

氏 名_____ (続柄)

署名代行理由：